

(証券コード 3669)  
平成30年3月9日

株 主 各 位

大分県大分市東大道二丁目5番60号  
モバイルクリエイイト株式会社  
代表取締役社長 村井 雄司

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日） 午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 大分県大分市府内町二丁目1番4号 トキハ会館 5階「ローズ」
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第16期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

以 上

### 【議決権の行使等についてのご案内】

- ◎株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の**株主1名**を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎議決権行使書面による議決権行使は、株主総会前日（平成30年3月26日（月曜日））の午後6時到着分まで受付いたしますので、お早めにご送付くださいますようお願いいたします。
- ◎議決権行使書面による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いさせていただきます。

### 【インターネットによる開示について】

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」並びに第4号議案における他の株式移転完全子会社（株式会社石井工作研究所）の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.mcinc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

### 【お願い】

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

自 平成29年1月1日  
至 平成29年12月31日

当社は、平成28年8月26日の第14回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の5月31日から12月31日に変更いたしました。

これにより、前事業年度が平成28年6月1日から平成28年12月31日までの7ヶ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国経済の成長維持や中国・東南アジア諸国での景気の持ち直しにより、企業収益や雇用情勢は緩やかに改善したものの、北朝鮮をめぐる軍事的緊張の高まり、英国のEU離脱を中心とした欧州の政治動向等、依然として今後の実体経済に対する不透明感が続く状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、既存事業の拡大と新規ビジネスへの挑戦を掲げて、新たなビジネスモデルの構築をすすめております。

情報通信事業においては、業務用IP無線システムを中心とした通信サービスによるストックビジネス拡大に努め、累積契約台数は目標としていた10万台を突破しました。一方で、新規ビジネス拡大のために、当社グループとして初の本格的なコンシューマー向けサービスとなる全国版タクシー配車アプリ「らくらくタクシー」や海外事業等の先行投資を継続しております。

装置等関連事業においては、期初の海外経済状況の不確実性により、自動車関連業界の新規投資が一時減少したために受注が低迷しましたが、下半期より自動車関連事業の受注が急回復しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,108,124千円、営業利益は359,079千円、経常利益は412,882千円、親会社株主に帰属する当期純利益は186,450千円となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<情報通信事業>

売上高は、4,331,450千円、営業利益は224,875千円となりました。

(フロービジネス)

電子決済システムやデジタルサイネージの販売が伸びました。一方で、タクシー配車システムについて、タクシー無線のデジタル化需要の一段が継続したことから想定に届かず、販売は期初計画を下回りました。

フロービジネス売上高は2,152,643千円となりました。

(ストックビジネス)

累積契約台数は約10万6千台となり、期初計画を上回る収益を確保することができました。

ストックビジネス売上高は2,178,807千円となりました。

<装置等関連事業>

期初に自動車関連事業の受注が一時低迷したものの、自動車関連事業の受注は下半期より急回復しております。また、事業構造改革による工程管理と原価管理や工場稼働率の改善を徹底した結果、売上高は3,776,674千円、営業利益は138,798千円となりました。

(2) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
情報通信事業	移動体管理システムの開発・販売並びにこれらに付随する通信・アプリケーションのサービス及び保守等、製品のレンタル・リース、観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業、自社製通話録音システムの開発・販売
装置等関連事業	半導体・自動車関連製造装置・金型等の製造・販売、無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・施工・保守管理・販売及び輸出入

### (3) 主要な営業所及び従業員の状況

#### ① 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

当社

名 称	所 在 地
本 社	大分県大分市
東京営業所	東京都港区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
関西営業所	兵庫県神戸市中央区

子会社

名 称	所 在 地
株式会社M. R. L	大分県大分市
沖縄モバイルクリエイト株式会社	沖縄県那覇市
株式会社トラン	東京都港区
ciDrone株式会社	大分県大分市
Mobile Create USA, Inc.	San Jose, California, U.S.A
株式会社石井工作研究所	大分県大分市
株式会社オプトエスピー	東京都新宿区

#### ② 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減
457 名	6 名増

(注) 従業員数は就業員数であり、当社グループ外への出向者（4名）は含まれておりません。

当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167 名	4 名増	38.9 歳	5.1 年

(注) 従業員数は就業員数であり、当社からの出向者（7名）は含まれておりません。

#### (4) 主要な借入先及び借入額（平成29年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社大分銀行	772,523 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	413,200 千円
三井住友信託銀行株式会社	175,000 千円

#### (5) 資金調達等についての状況

##### ① 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に株式会社石井工作研究所本社ビルのリノベーションの資金として、長期借入金300,000千円の調達をいたしました。また、担保物件の売却に伴い、平成29年5月26日に長期借入金23,580千円を繰上返済いたしました。

この結果、長期借入金残高は前期末比75,117千円増加しています。また、短期借入金残高は前期末比100,000千円増加、社債残高は前期末比18,200千円減少しています。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は923,042千円であり、主な内容は次のとおりであります。

ソフトウェア	制作費用等	383,011 千円
建物及び構築物	本社建物の改修等	365,551 千円

#### (6) 財産及び損益の状況

区 分	第13期 (平成27年5月期)	第14期 (平成28年5月期)	第15期 (平成28年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高 (千円)	5,234,260	5,530,892	5,007,252	8,108,124
営業利益 (千円)	572,287	370,849	233,083	359,079
経常利益 (千円)	1,328,305	371,343	233,103	412,882
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,112,316	314,896	122,325	186,450
1株当たり当期純利益 (円)	48.03	13.60	5.28	8.05
総資産 (千円)	7,081,176	9,941,105	10,437,610	11,419,995
純資産 (千円)	4,443,986	6,988,175	7,296,145	7,703,373
1株当たり純資産額 (円)	189.70	192.35	195.76	202.19

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株につき普通株式4株の株式分割を行っております。当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。  
3. 第15期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成28年6月1日から平成28年12月31日までの7ヶ月間となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社M. R. L	20 百万円	100.00 %	当社製品のレンタル・リース
沖縄モバイルクリエイティブ株式会社	20 百万円	100.00 %	沖縄県における当社提供の情報通信システムの保守・管理等
株式会社トラン	50 百万円	100.00 %	観光タクシー・バス事業及び定額タクシー事業
ciDrone株式会社	45 百万円	82.50 % (12.50 %)	無人飛行機及びロボット制御システムの研究・開発・製造・施工・保守管理・販売及び輸出入
Mobile Create USA, Inc.	55 万USドル	100.00 %	当社製品の製造販売及び新規事業創出
株式会社石井工作研究所	1,186 百万円	40.79 %	半導体・自動車関連製造装置及び金型等の製造・販売並びに不動産・建築関連事業
株式会社オプトエスピー	22 百万円	90.50 %	自社製通話録音システムの開発・販売、システム受託開発

(注) 1. 出資比率の（ ）内は、当社の子会社の出資比率を外数で表示しております。

2. 株式会社石井工作研究所の出資比率は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、継続的に事業規模を拡大させていくために下記課題への対応が必要であると考えております。

### ①営業展開について

当社グループは、業務用IP無線システム「ボイスパケットトランシーバー」を主力製品として、動態管理システム「モバロケ」、タクシー自動配車システム「新視令」、バス運行管理システム「モバステーション」、「電子決済システム」を物流業者や道路旅客運送業者を主要顧客として国内にて営業を展開してまいりました。

今後は、新規顧客層の開拓に努めるとともに、海外市場を開拓してまいります。

### ②新規サービスについて

当社グループは、ベンチャー精神を忘れずに積極的に新規サービスに取り組みます。顧客のニーズに合った新規サービスを展開することで顧客満足度向上に努めるとともに、当社の製品やサービスが、暮らしやビジネスをより良くより豊かなものにするように取り組んでまいります。

また、グループ会社と連携することで、IoTビジネスモデルの創出による競争力強化と事業基盤の確立を進めてまいります。

### ③技術者の確保、人材育成について

当業界において技術者不足といわれるなか、優秀な技術者を確保することは、企業の発展、成長に欠かせない要件であります。当社グループにおいても、多方面への採用活動を行い、優秀な技術者の確保に努めてまいります。

また、当社グループにおいては人材が大きな財産であり、会社を発展、成長させるための重要な課題として、人材育成があります。高度な技術力の向上はもとより、プレゼンテーション能力の向上、ヒューマンスキルの向上を図り、顧客に最も信頼される人材、組織を作ってまいります。

### ④システム運用の安定化

当社グループのサービス契約台数は年々増加していることから、サーバー設備強化等の必要な設備投資を適時適切に行うことでシステムの安定化に取り組んでまいります。

### ⑤内部統制による業務の標準化と効率化

急速な事業規模拡大により社員数が増加するなか、業務の標準化と効率化の徹底が、今後の継続的な成長性を左右するものと考えております。このために、今後益々、内部統制を機能させるための環境を柔軟かつ適正に整えていくことが重要であると判断しております。当社グループは、内部牽制体制や内部監査の強化等を図り、統制活動を通じ業務効率の改善に努めることで、当社グループの企業価値を最大限に高める努力をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 23,157,600 株
- (3) 株主数 18,851 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
村井 雄司	4,244,000 株	18.33 %
株式会社M I R A I（注）2	4,000,000 株	17.27 %
株式会社大分銀行	600,000 株	2.59 %
株式会社インターネットイニシアティブ	400,000 株	1.73 %
第一交通産業株式会社	400,000 株	1.73 %
モバイルクリエイト従業員持株会	340,968 株	1.47 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	301,400 株	1.30 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	292,000 株	1.26 %
楽天証券株式会社	262,300 株	1.13 %
三浦 清美	253,800 株	1.10 %

- (注) 1. 自己株式は所有しておりません。  
2. 株式会社M I R A Iは、平成29年8月10日付でフューチャーイノベーション株式会社より商号変更を行っております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	2013年度新株予約権		第3回新株予約権	2014年度新株予約権	
発行決議日	平成25年9月11日		平成25年9月11日	平成26年9月12日	
区分(注)5	取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)	取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)
保有者数	3名	1名	1名(注)3	3名	1名
新株予約権の数	45個		6個	3個	41個
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株(注)1	2,400株(注)1	1,200株(注)1	16,400株	2,400株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	295,900円		無償	338,400円	
権利行使時1株当たりの行使価額	1円		740円(注)1	1円	
権利行使期間	平成25年10月1日～平成55年9月30日		平成27年10月1日～平成30年9月30日	平成26年10月1日～平成56年9月30日	
新株予約権の行使の条件	(注)2		(注)4	(注)2	

新株予約権の名称	2015年度新株予約権		2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
発行決議日	平成27年9月14日		平成28年9月14日	平成29年4月14日
区分(注)5	取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)	取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員を除く)
保有者数	5名	1名	5名	5名
新株予約権の数	94個		11個	102個
新株予約権の目的となる株式の数	37,600株	4,400株	40,800株	57,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	145,600円		89,200円	123,200円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円		1円	1円
権利行使期間	平成27年10月1日～平成57年9月30日		平成28年10月1日～平成58年9月30日	平成29年5月10日～平成59年5月9日
新株予約権の行使の条件	(注)2		(注)2	(注)2

(注) 1. 当社は、平成26年8月1日付で、普通株式1株につき普通株式4株の株式分割を行っております。上記株式の数及び行使価額は当該株式分割にかかる調整後の数及び金額で記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

3. 従業員として在籍中に付与されたものです。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 取締役(監査等委員)が保有している新株予約権は、いずれも監査等委員でない取締役として在任中に付与されたものであります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村井雄司	株式会社MIRAI 代表取締役 ciDrone株式会社 取締役 株式会社石井工作研究所 取締役 株式会社オプトエスピー 取締役
常務取締役	森本昌章	株式会社M.R.L 代表取締役社長 沖縄モバイルグリエイト株式会社 代表取締役社長
取締役	佐藤一彦	株式会社石井工作研究所 代表取締役社長
取締役	尾石上人	戦略事業部長 ciDrone株式会社 取締役 Mobile Create USA, Inc. CEO 株式会社石井工作研究所 取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役
取締役	岐部和久	経営企画室長 沖縄ICカード株式会社 監査役 株式会社トラン 取締役 株式会社石井工作研究所 取締役 株式会社M.R.L 取締役 Mobile Create USA, Inc. CFO InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役 株式会社オプトエスピー 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山口登	ciDrone株式会社 監査役 株式会社M.R.L 監査役
取締役 (監査等委員)	山田耕司	株式会社ダイプロ 代表取締役社長 一般社団法人大分県LPガス協会会長
取締役 (監査等委員)	原口祥彦	弁護士 弁護士法人アゴラ 業務執行社員
取締役 (監査等委員)	渡邊定義	税理士 渡邊定義税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）渡邊定義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

## (2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山口 登	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うとする契約を締結しております。
山田 耕司	
原 口 祥彦	
渡 邊 定義	

## (3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5 名	100,684 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 名 ( 3 名)	19,020 千円 ( 7,020 千円)
合 計 （うち社外役員）	9 名 ( 3 名)	119,704 千円 ( 7,020 千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年8月26日開催の定時株主総会において、それぞれ年額200,000千円以内、年額30,000千円以内と決議されております。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）17,284千円）を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役（監査等委員）の兼任の状況

氏名	兼任する会社、法人等	兼任の内容
山田 耕司	株式会社ダイプロ 一般社団法人大分県LPガス協会	代表取締役社長 会長
原 口 祥彦	弁護士法人アゴラ	業務執行社員
渡 邊 定義	渡邊定義税理士事務所	所長

(注) 当社と上記会社、法人等との間に重要な取引関係はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	活動状況
山田 耕 司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席、監査等委員会15回のうち15回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
原 口 祥 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席、監査等委員会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。
渡 邊 定 義	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席、監査等委員会15回のうち15回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,750 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34,950 千円

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠の妥当性などを検討した結果、適切であると判断したため、当該報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会社法第399条に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業倫理については、「倫理規程」を制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、当社では、コンプライアンス推進事務局がコンプライアンスを横断的に統括することとし、同事務局を中心に役職員への教育等を行うものとしします。
- ②当社は、法律上疑義のある行為等について、実施または実施するおそれがある場合、当社及びその子会社の役職員が直接情報提供や相談を行う手段として、顧問弁護士及び管理部長を窓口とする内部通報制度を設置・運営し、通報者の保護に関しては通報者に不利益が生じないような対策を講じます。
- ③当社は、社長直轄とする監査室を設置し、同室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するものとしします。
- ④当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を整備し、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行います。
- ⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、管理部を対応主管部署とし、警察等関連機関とも連携し対応します。
- ⑥監査等委員会は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

#### (運用状況)

- ・コンプライアンス意識の向上をはかるために、新入社員を対象としたコンプライアンス教育や従業員を対象としたコンプライアンスチェックリストによる自己チェックを行っています。
- ・当社監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を報告しています。
- ・反社会的勢力に対する取り組みとして、新規の取引先と取引を開始する際は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、調査を行うとともに、既存の取引先についても毎年定期調査を実施しております。また、契約を締結する際は、当該契約条項に暴力団排除条項を明記するようにしています。
- ・独立役員（社外取締役）を選任し、かつ、取締役会・監査等委員会等を通じて独立役員からの発言が積極的に行われる機会を設けて、監督機能を強化しています。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、経営会議及び稟議によって行われ、その議事録及び稟議書は、法律及び「文書管理規程」に従い、所定の期間保存します。
- ②取締役が、①記載の議事録、稟議書及び各文書の閲覧を要請した場合、速やかに閲覧できるように管理します。
- ③当社は、情報セキュリティにつき「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」を制定し

て情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、当社及びその子会社において情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立します。

(運用状況)

- ・情報セキュリティの維持・向上のため取得したISO27001の内部監査を行いリスク管理体制の維持に取り組んでおります。
- ・当社ISO事務局が「情報セキュリティの手引き」を作成し、社員が共通して認識すべき内容を社員全体に周知させております。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、想定されるリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、「取締役会規則」、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」等制定し、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。

(運用状況)

- ・重要案件については、経営会議や取締役会への付議基準に基づき、適切に付議及び決議しています。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社は、取締役の効率的な職務執行のために、職務権限と担当業務を明確にします。
- ②当社は、取締役会を毎月1回定時に開催し、必要に応じて臨時に開催することで、機動的な意思決定を行っています。
- ③当社は、全社的経営目標を達成するため、常勤取締役、常勤監査等委員、各部の責任者である部長を構成員とする経営会議を隔週で開催します。また、常勤取締役、常勤監査等委員、部長、次長、各課の責任者である課長を構成員とする幹部会を隔週で開催します。

(運用状況)

- ・隔週で経営会議を開催し、様々な課題に対して迅速に対応し、経営の機動力向上を確保しております。また、取締役会上程議案については、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。
- ・中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行しています。

### **(5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、統括責任者を選任し、子会社の規模・特性等に応じて次の体制を構築します。

- ①当社は、企業集団全体の情報の保存及び管理を適切に行うため、子会社に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができるようにします。
- ②統括責任者は、子会社の内部統制の状況について、必要に応じて取締役会に報告します。
- ③子会社内に、リスク管理をはじめとする内部統制システムを立案させ、その内容・運営について当社への報告を求めるとともに、必要に応じて改善策を指導します。

- ④各部門は、関連する子会社と連携し、当該子会社の内部統制の状況を把握した上で、必要に応じて改善策を指導します。
- ⑤当社は、子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重します。但し、当社が指定する事項については、当社に報告し、当社の意見を求めます。
- ⑥当社は、内部監査規程に基づき子会社に対する監査を実施します。

(運用状況)

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、当社への事前承認を求め、または当社への報告を行うように指導しています。そのうち、企業集団全体上の重要な事項は当社経営会議または取締役会において審議しています。
- ・子会社へ内部通報制度の周知等を行い不正行為の早期発見に努めています。
- ・毎月1回、子会社による定期報告会を開催し、情報共有体制を構築しています。

## **(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査等委員会から、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置くことを要請された場合には、監査等委員会と協議して設置します。
- ②当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。
- ③監査等委員会の補助者を置いた場合には、取締役からの独立性を確保するため、人事考課及び人事異動は監査等委員会と協議して行います。

(運用状況)

- ・監査等委員の職務を補助すべき従業員を置いていませんが、監査等委員からの要請事項には速やかに対応しています。

## **(7) 当社グループの役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ①当社グループの役員及び従業員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社及びその子会社に次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。
  - 1) 経営上重大な影響を及ぼすおそれのある法律または財務上に係る諸問題
  - 2) 内部通報窓口への通報状況
  - 3) その他著しい損害を及ぼした事項または及ぼすおそれのある事象
- ②監査等委員会に対する前項の報告や通報に関する適正な仕組みを定め、当該報告、通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。



(運用状況)

- ・ 主要な会議体には監査等委員の出席を得ているとともに、監査等委員から要求された重要書類は監査等委員の閲覧に供しています。また、監査等委員会等で、監査等委員と会計監査人及び監査室による情報交換の機会を設けています。

## **(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、必要と認める重要な会議に出席します。
- ② 監査等委員は、随時社内の情報を閲覧することができます。
- ③ 監査等委員は、月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
- ④ 監査等委員会による監査体制の強化を図るため、公益社団法人日本監査役協会に加入し、情報交換や研修会等に参加します。
- ⑤ 監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑥ 監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めます。
- ⑦ 監査等委員会は、当社の内部監査部門と緊密な連絡を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができますものとしします。

(運用状況)

- ・ 代表取締役その他の役員または経営幹部と監査等委員の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に各会合を開催し、関係者間での意見交換を行うとともに、監査等委員が各部門の諸課題への取組み状況を確認できる体制の構築を図っております。

# 連結貸借対照表

平成29年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>[ 6,512,033 ]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[ 2,628,237 ]</b>
現金及び預金	1,546,456	支払手形及び買掛金	1,186,161
受取手形及び売掛金	2,960,640	短期借入金	500,000
リース投資資産	75,700	1年内償還予定の社債	20,800
製品	225,747	1年内返済予定の長期借入金	302,396
仕掛品	828,946	リース債務	38,041
原材料	643,913	未払法人税等	163,753
繰延税金資産	106,155	賞与引当金	30,737
その他	143,527	製品保証引当金	18,031
貸倒引当金	△19,053	その他	368,317
<b>【固定資産】</b>	<b>[ 4,907,962 ]</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>[ 1,088,384 ]</b>
(有形固定資産)	<b>2,844,052</b>	社債	300,000
建物及び構築物	1,053,284	長期借入金	558,327
機械装置及び運搬具	144,886	リース債務	22,220
工具、器具及び備品	84,458	繰延税金負債	150,930
レンタル資産	111,364	役員退職慰労引当金	14,407
土地	1,413,649	退職給付に係る負債	13,822
リース資産	36,408	その他	28,677
(無形固定資産)	<b>667,626</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,716,622</b>
ソフトウェア	409,899	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	173,260	<b>【株主資本】</b>	<b>[ 4,643,073 ]</b>
リース資産	20,268	資本金	1,004,678
その他	64,197	資本剰余金	994,388
(投資その他の資産)	<b>1,396,283</b>	利益剰余金	2,644,006
投資有価証券	987,188	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>[ 39,253 ]</b>
退職給付に係る資産	271,895	その他有価証券評価差額金	69,273
繰延税金資産	32,899	為替換算調整勘定	1,014
その他	110,090	退職給付に係る調整累計額	△31,033
貸倒引当金	△5,790	<b>【新株予約権】</b>	<b>[ 96,150 ]</b>
		<b>【非支配株主持分】</b>	<b>[ 2,924,895 ]</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,419,995</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,703,373</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,419,995</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 平成29年 1月 1日  
至 平成29年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,108,124
売 上 原 価		5,774,652
売 上 総 利 益		2,333,472
販売費及び一般管理費		1,974,392
営 業 利 益		359,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,375	
受 取 配 当 金	10,219	
受 取 手 数 料	6,277	
補 助 金 収 入	43,513	
固 定 資 産 売 却 益	7,870	
そ の 他	15,253	89,509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,823	
固 定 資 産 除 却 損	13,308	
そ の 他	8,575	35,707
経 常 利 益		412,882
税金等調整前当期純利益		412,882
法人税、住民税及び事業税	170,198	
法 人 税 等 調 整 額	△85,073	85,125
当 期 純 利 益		327,757
非支配株主に帰属する当期純利益		141,306
親会社株主に帰属する当期純利益		186,450

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

自 平成29年 1月 1日  
至 平成29年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定
当 期 首 残 高	1,004,678	991,792	2,527,028	4,523,498	36,061	1,894
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△69,472	△69,472		
親会社株主に帰属 する当期純利益			186,450	186,450		
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減		△73		△73		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,670		2,670		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					33,211	△880
当 期 変 動 額 合 計	－	2,596	116,977	119,574	33,211	△880
当 期 末 残 高	1,004,678	994,388	2,644,006	4,643,073	69,273	1,014

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△28,233	9,722	79,590	2,683,333	7,296,145
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△69,472
親会社株主に帰属 する当期純利益					186,450
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減					△73
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					2,670
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,799	29,531	16,560	241,562	287,653
当 期 変 動 額 合 計	△2,799	29,531	16,560	241,562	407,228
当 期 末 残 高	△31,033	39,253	96,150	2,924,895	7,703,373

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成29年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>[ 2,709,296 ]</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>[ 1,087,757 ]</b>
現金及び預金	906,155	買掛金	247,928
売掛金	852,634	短期借入金	200,000
製品	172,404	1年内償還予定の社債	20,800
仕掛品	105,613	1年内返済予定の長期借入金	272,396
原材料	529,534	リース債務	13,049
前払費用	25,413	未払金	28,878
繰延税金資産	44,018	未払費用	36,511
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	50,116	未払法人税等	139,700
その他	23,667	前受金	14,121
貸倒引当金	△261	預り金	63,514
<b>【固定資産】</b>	<b>[ 2,890,959 ]</b>	賞与引当金	11,740
(有形固定資産)	<b>350,385</b>	製品保証引当金	11,131
建物	114,631	その他	27,987
構築物	1,525	<b>【固定負債】</b>	<b>[ 631,089 ]</b>
工具、器具及び備品	47,260	社債	300,000
レンタル資産	111,364	長期借入金	308,327
土地	71,652	リース債務	8,940
リース資産	3,950	退職給付引当金	13,822
(無形固定資産)	<b>516,960</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,718,847</b>
ソフトウェア	324,000	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	173,260	<b>【株主資本】</b>	<b>[ 3,744,509 ]</b>
リース資産	18,169	資本金	1,004,678
その他	1,530	資本剰余金	994,678
(投資その他の資産)	<b>2,023,612</b>	資本準備金	994,678
投資有価証券	425,019	利益剰余金	1,745,152
関係会社株式	1,268,588	その他利益剰余金	1,745,152
関係会社長期貸付金	253,635	繰越利益剰余金	1,745,152
長期前払費用	5,952	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>[ 40,747 ]</b>
繰延税金資産	12,525	その他有価証券評価差額金	40,747
その他	58,115	<b>【新株予約権】</b>	<b>[ 96,150 ]</b>
貸倒引当金	△223	<b>純資産合計</b>	<b>3,881,408</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,600,255</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,600,255</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 平成29年 1月 1日  
至 平成29年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,838,219
売 上 原 価		2,474,906
売 上 総 利 益		1,363,313
販売費及び一般管理費		1,059,313
営 業 利 益		303,999
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,980	
受 取 配 当 金	1,812	
受 取 手 数 料	8,708	
固 定 資 産 売 却 益	7,738	
そ の 他	6,082	32,321
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,927	
社 債 利 息	2,082	
固 定 資 産 除 却 損	677	
そ の 他	3	9,689
経 常 利 益		326,631
税 引 前 当 期 純 利 益		326,631
法人税、住民税及び事業税	140,999	
法 人 税 等 調 整 額	△35,958	105,041
当 期 純 利 益		221,590

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 平成29年 1月 1日  
至 平成29年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	1,004,678	994,678	994,678	1,593,035	1,593,035	3,592,391
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△69,472	△69,472	△69,472
当 期 純 利 益				221,590	221,590	221,590
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	152,117	152,117	152,117
当 期 末 残 高	1,004,678	994,678	994,678	1,745,152	1,745,152	3,744,509

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	24,206	24,206	79,590	3,696,188
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△69,472
当 期 純 利 益				221,590
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16,541	16,541	16,560	33,101
当 期 変 動 額 合 計	16,541	16,541	16,560	185,219
当 期 末 残 高	40,747	40,747	96,150	3,881,408

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

モバイルクリエイト株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モバイルクリエイト株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モバイルクリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

モバイルクリエイイト株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モバイルクリエイイト株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

モバイルクリエイイト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山	□	登	㊟	
監査等委員	山	田	耕	司	㊟
監査等委員	原	□	祥	彦	㊟
監査等委員	渡	邊	定	義	㊟

(注)監査等委員山田耕司、原口祥彦及び渡邊定義は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1)配当財産の種類  
金銭
- (2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
総額115,788,000円
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年3月28日（水）

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	むらいゆうじ 村井雄司 (昭和39年7月15日生)	平成14年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年6月 株式会社M.R.L代表取締役社長 平成25年11月 フューチャーイノベーション株式会社 (現株MIRA I)代表取締役(現任) 平成27年6月 ciDrone株式会社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社石井工作研究所取締役(現任) 平成28年11月 株式会社オプトエスピー取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社MIRA I代表取締役 ciDrone株式会社取締役 株式会社石井工作研究所取締役 株式会社オプトエスピー取締役	4,244,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 平成14年12月の当社設立時から現在に至るまで当社代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、同社の企業価値向上、グローバル展開に自ら責任を持って率先垂範して臨み、当社の経営を担っております。 このような業績、経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業戦略の展開という面から広く当社グループに有益であり、取締役候補者といたしました。			
2	もりもとまさあき 森本昌章 (昭和31年9月29日生)	昭和54年4月 株式会社大分銀行入行 平成19年8月 同行事務統括部副部長 平成23年3月 当社入社管理部長 平成23年8月 当社取締役管理部長 平成23年11月 当社取締役営業部長 平成24年8月 当社常務取締役営業部長 平成25年7月 株式会社M.R.L代表取締役社長 平成28年6月 当社常務取締役(現任) 平成29年6月 沖縄モバイルクリエイティブ株式会社 代表取締役社長(現任) 平成30年2月 株式会社M.R.L取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社M.R.L取締役 沖縄モバイルクリエイティブ株式会社代表取締役社長	80,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 平成23年8月から取締役として当社の経営に参画し、当社営業部門において豊富な業務経験を有しており、平成25年7月からは株式会社M.R.Lの代表取締役、また、平成29年6月からは沖縄モバイルクリエイティブ株式会社の代表取締役として経営を担い、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。 このような業績、経験は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業戦略の展開という面から広く当社グループに有益であり、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	さとう かず ひこ 佐藤 一彦 (昭和22年12月1日生)	昭和46年4月 株式会社大分銀行入行 平成14年7月 大銀アカウントサービス株式会社 取締役統括部長 平成21年6月 同社代表取締役社長 平成23年11月 当社入社管理部長 平成24年1月 当社取締役管理部長 平成25年7月 株式会社M.R.L 取締役 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社石井工作研究所 代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社石井工作研究所代表取締役社長	12,000株
【候補者とした理由】 平成24年1月から取締役として当社の経営に参画し、当社管理部門において豊富な業務経験を有しており、平成27年6月からは株式会社石井工作研究所の代表取締役として同社経営を担い、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。 このような経験と実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業戦略の展開という面から広く当社グループに有益であり、取締役候補者といたしました。			
4	おいし かみ と 尾石 上人 (昭和34年9月14日生)	昭和62年11月 株式会社日本マイクロニクス入社 平成16年12月 同社常務取締役 平成25年1月 同社執行役員台湾MJC 董事長兼総経理 平成27年3月 当社入社参与 平成27年6月 当社戦略事業部長 平成27年6月 ciDrone株式会社取締役(現任) 平成27年8月 当社取締役戦略事業部長 平成27年10月 Mobile Create USA, Inc. CEO(現任) 平成28年6月 株式会社石井工作研究所取締役(現任) 平成29年11月 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役(現任) 平成30年2月 当社取締役技術部長(現任)  (重要な兼職の状況) ciDrone株式会社取締役 Mobile Create USA, Inc. CEO 株式会社石井工作研究所取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役	10,000株
【候補者とした理由】 平成27年8月から取締役として当社の経営に参画し、グローバルビジネス・新規事業展開等に関する豊富な経験や経営者としての実績を活かして当社事業のグローバル展開に寄与し、現在はMobile Create USA, Inc.のCEO、グループ各社の取締役を務めて各社の経営の一翼を担い、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。 このような業績、経験は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業戦略の展開という面から広く当社グループに有益であり、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">き べ かず ひさ 岐 部 和 久 (昭和46年10月21日生)</p>	<p>平成19年 2月 株式会社さとうベネック入社経理部長  平成21年 7月 同社管理部長  平成24年11月 当社入社経理課長  平成25年 7月 当社経営企画課長兼経理課長  平成25年11月 沖縄ICカード株式会社監査役（現任）  平成26年12月 株式会社トラン取締役（現任）  平成27年 6月 当社管理部長  平成27年 6月 株式会社石井工作研究所取締役（現任）  平成27年 8月 株式会社M.R.L 取締役（現任）  平成27年 8月 当社取締役管理部長  平成27年10月 Mobile Create USA, Inc. CFO（現任）  平成28年 6月 当社取締役経営企画室長（現任）  平成28年 6月 InfoTrack Telematics Pte. Ltd.  取締役（現任）  平成28年 6月 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.  取締役（現任）  平成28年11月 株式会社オプトエスピー取締役（現任）  （重要な兼職の状況）  沖縄ICカード株式会社監査役  株式会社トラン取締役  株式会社石井工作研究所取締役  株式会社M.R.L 取締役  Mobile Create USA, Inc.CFO  InfoTrack Telematics Pte. Ltd.取締役  InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.取締役  株式会社オプトエスピー取締役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p><b>【候補者とした理由】</b>  当社の経営企画部門において豊富な業務経験を有し、平成27年8月からは取締役として当社の経営に参画しているほか、現在は当社グループ各社の取締役を務めて各社の経営の一翼を担い、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。  このような経験と実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、事業戦略の展開という面から広く当社グループに有益であり、取締役候補者といいたしました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者村井雄司氏は、株式会社M I R A I の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に建物賃貸借の取引があります。
2. その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	<p>やま ぐち のぼる 山 口 登 (昭和39年2月19日生)</p>	<p>平成4年3月 株式会社大分日本無線サービス入社 平成14年4月 同社取締役システム開発部部长 平成15年5月 当社入社システム開発部部长 平成17年4月 当社A V Mグループ部部长 平成17年8月 当社取締役管理部部长 平成23年6月 当社常務取締役開発部部长兼営業部部长 平成23年11月 当社常務取締役開発部部长 平成25年3月 沖縄モバイルクリエイティブ株式会社 代表取締役社長 平成25年7月 当社常務取締役技術部部长 平成26年8月 当社常務取締役管理技術部部长 平成28年4月 ciDrone株式会社監査役（現任） 平成28年6月 当社常務取締役 平成28年8月 株式会社M. R. L 監査役（現任） 平成28年8月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) ciDrone株式会社監査役 株式会社M. R. L 監査役</p>	40,000株
<p><b>【候補者とした理由】</b> 当社設立時から、当社製品開発部門において豊富な業務経験を有し、平成17年8月からは取締役として当社の経営に参画され、当社の企業価値の向上に寄与されております。 これまで培われた豊富な経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<b>社外</b> やま だ こう し 山 田 耕 司 (昭和30年9月29日生)	昭和54年4月 大分プロパン瓦斯株式会社 (現 株式会社ダイプロ) 入社 平成5年4月 同社取締役営業部長 平成8年10月 同社取締役副社長 平成9年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年8月 当社取締役 平成28年8月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ダイプロ代表取締役社長 一般社団法人大分県LPガス協会会長	4,000株
<b>【候補者とした理由】</b> 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
3	<b>社外</b> はら ぐち よし ひこ 原 口 祥 彦 (昭和37年7月25日生)	平成7年4月 岩崎法律事務所(現 弁護士法人アゴラ) 入所 大分県弁護士会に弁護士登録 平成14年4月 大分県弁護士会副会長 平成14年7月 弁護士法人アゴラ業務執行社員(現任) 平成20年3月 当社監査役 平成28年8月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人アゴラ業務執行社員	一株
<b>【候補者とした理由】</b> 弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
4	<b>社外</b> わた なべ さだ よし 渡 邊 定 義 (昭和31年3月26日生)	昭和55年4月 東京国税局入局 平成22年7月 杉並税務署長 平成23年7月 東京国税局課税第一部機動課長 平成24年7月 東京国税局課税第一部資産課税課長 平成25年7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官 平成27年7月 熊本国税局長 平成28年8月 当社取締役(監査等委員)(現任) 平成28年8月 渡邊定義税理士事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) 渡邊定義税理士事務所所長	一株
<b>【候補者とした理由】</b> 長年にわたる国税庁での勤務で、豊かな業務経験と専門的な知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 山田耕司氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年7ヶ月、監査等委員である取締

役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年7ヶ月になります。

4. 原口祥彦氏及び渡邊定義氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年7ヶ月になります。なお、原口祥彦氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 当社と山口登氏、山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。なお、4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏の3氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### **第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件**

議案の内容につきましては、同封の「(第16回定時株主総会) 株主総会参考書類第4号議案別冊」に記載のとおりであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大分県大分市府内町二丁目1番4号  
トキハ会館 5階「ローズ」  
※会場は午前10時開館です。



### 【会場までのアクセス】

- ◆ JRご利用の場合  
JR「大分駅」下車 府内中央口(北口)より徒歩5分、タクシー2分
- ◆ バスをご利用の場合  
大分バス「トキハ前」下車、徒歩1分
- ◆ 大分空港よりお越しの場合  
大分交通エアライナーバスで「JR大分駅前」まで60分  
JR大分駅前から徒歩5分、タクシー2分

総会ご出席者へのおみやげはご用意しており  
ませんので、あらかじめご了承くださいませ  
ようお願い申し上げます。



(第16回定時株主総会)

株 主 総 会 参 考 書 類  
第 4 号 議 案 別 冊

モバイルクリエイイト株式会社

## 第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社と株式会社石井工作研究所（以下「石井工作研究所」といいます。）とは、平成30年7月2日をもって、株式移転の方法によりF I G株式会社（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意に達し、平成29年8月10日開催の両社の取締役会において承認のうえ、同日付で、本株式移転に関する「株式移転計画」（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

本議案は、本株式移転の実施及び本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。株主の皆様におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛同のうえ、本議案のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案は、石井工作研究所の株主総会において、本株式移転計画が承認可決されることを条件としております。

### 1. 株式移転を行う理由

#### (1)背景

当社及びその主要な子会社である石井工作研究所を中核企業とした企業集団である当社グループは、情報通信事業及び装置等関連事業を主たる事業とし、近年では、既存技術での市場開拓を進めるとともに、さらなる成長のための戦略として海外マーケットへの挑戦と事業領域の拡大を掲げ、企業価値の向上に注力してまいりました。

当社は、平成14年12月の設立後、経営理念である「システム構築を通じ社会のコビキタス化に貢献する」のもと、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) として携帯通信のインフラを活用した移動体通信網及びGPSを活用した移動体管理システムを提供してまいりました。当社は、主にトラック運送業等の物流事業者、タクシー事業者及びバス事業者等に対して、パケット通信網を利用した音声通話システム、動態・運行管理システム、タクシー配車システム及び電子決済システムを提供しており、オリジナルの移動体管理システムの設計・開発・販売・サービス運用・保守サポートまでをワンストップで行い、事業者や利用者の目線で特徴ある差別化商品の創出に努め、革新的な通信サービスを確立してまいりました。

一方、石井工作研究所は、昭和54年1月の設立後、経営理念である「たゆまず前進する技術と創意工夫によって社会に貢献する」のもと、半導体製造後工程装置やその精密金型及び自動車関連部品組立ての自動化装置や検査装置の開発、設計、製造及び販売を行う半導体・自動車関連事業を主たる事業とし、あわせて不動産事業等も展開してまいりました。石井工作研究所は、各種製造装置に使用されている部品を自社で製作し、多岐にわたる精密加工技術を有しており、車載用製造装置を納品している大手自動車部品サプライヤーからも高い評価をいただいております。

当社は、お互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、平成27年1月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）T O S T N e T市場において石井工作研究所株式2,550,000株（発行済株式総数に対する割合：32.69%）を取得し、さらに、平成28年3月には、公開買付けにより、石井工作研究所株式631,609株を買付け、石井工作研究所株式3,181,609株（発行済株式総数に対する割合：40.78%）を保有する同社の親会社となっております。

上記の株式取得以降、両社は、顧客ニーズに適切に対応するため、当社が培ってきたソフトウェアや通信・クラウドのIT技術と、石井工作研究所が培ってきたモノづくりの技術力を融合させることで新製品創

出・新技術開発力の強化を目指してまいりました。また、石井工作研究所においては、当社の協力のもとで事業構造改革を実施するとともに、受注段階での仕様固めや、設計・製造工程での原価管理の徹底を推進してまいりました。その結果、石井工作研究所は、平成27年3月期まで7期連続で営業損失を計上していたところ、平成28年3月期には営業利益の黒字化を達成し、平成28年12月期においても営業黒字の拡大を達成して、着実に自社の企業価値の向上及び当社グループへの収益貢献を実現しております。

近年、モノとインターネットの融合により新たな付加価値を創造するIoT分野の市場拡大が見込まれております。パソコンやスマートフォンだけでなく、身の周りのあらゆるモノが、センサーと無線通信を介してインターネットにつながり、それらが相互に情報をやり取りすることで、データ収集、情報の蓄積・データ解析、処理・制御という新たなビジネスサイクルにより、あらゆる分野で競争領域が変化するとされており、こうしたインターネットにつながるモノの数は飛躍的に増加していくと予想されており、これまでインターネットに接続されていなかった自動車、家電、電力メーター、産業機器やインフラ等がつながることで、新たな製品・サービスの創出が期待されており、IoTのコンセプトが持つ価値は、当社グループの事業領域の拡大に欠かせないものであり、同市場は急速に拡大しております。

当社及び石井工作研究所は、このような大きな環境変化を伴いつつさらに拡大することが見込まれているIoT分野の市場において、事業環境の変化に対応し、持続的な発展を実現するため、両社の経営資源の有効活用や、重複した業務の効率的な集約等が可能となる経営体制の構築を検討してまいりました。その結果、両社は、当社と石井工作研究所を現在の親子関係でなく、対等な関係で並列化して兄弟会社とすることで、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除し、機動的な意思決定による柔軟な経営体制とさらなる両社の協力関係構築、親子上場に係る管理コストの削減等が可能となるとの共通認識に至り、共同持株会社設立による経営統合を行うことを決定いたしました。

## (2)目的

当社及び石井工作研究所は、持株会社体制のもと、両社がそれぞれの強みを活かしながら、これまで以上にグループ体としての協力体制を強固なものとして、変化する事業環境に迅速に対応できる経営体制を構築するため、主に次のような事項を推進し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

### ①経営の機動性・効率性の向上

共同持株会社は、グループ全体の最適な経営戦略立案を担うことでグループ経営機能を強化し、各事業会社はグループ経営戦略に沿った迅速な意思決定・業務執行を行うことで、グループ総合力を最大限発揮させる機動的な経営体制を構築できると考えております。また、両社共通の経営戦略のもと、グループの経営資源を最大限活用した最適な経営資源の配分を行うことで、経営の効率性の向上を図ってまいります。

### ②責任・権限の明確化による事業競争力の強化

共同持株会社傘下の各事業会社における責任と権限を明確化することにより、各事業会社の事業環境に応じた意思決定のスピード化と機動的な業務遂行が可能となると考えており、その結果として、各事業がそれぞれの価値創造力と競争力を高め、グループ全体としての企業価値を高めてまいります。

### ③機動的な企業再編の促進

当社グループは、近年、既存技術での市場開拓を進めるとともに、さらなる成長のための戦略として海外マーケットへの挑戦と事業領域の拡大を掲げております。持株会社体制への移行により、グループ内での迅速な組織再編の実施や、より対等な立場での他社とのM&Aの実施が可能となる等、他のグループ会社の並列化を含めたグループ内でのさらなる組織再編を推進していくとともに、今後のIoT分野の技術革新による急激な事業環境の変化に対応可能な機動的な経営体制を構築してまいります。

### ④共通機能の集約化

共同持株会社傘下の各事業会社における共通機能を集約し、シェアードサービス化を推進することでグループ全体の間接部門の効率化やコスト削減を図ってまいります。

### ⑤グループ全体での価値観の共有と事業間シナジーの拡大

グループ全体で価値観を共有することにより、当社グループで働く一人ひとりが同じ価値観のもと、ベクトルを一つに力を結集することが可能になると考えております。これにより、グループ間の連携をより一層強化し、拡大することが見込まれているIoT分野におけるビジネスモデルの創出による競争力強化と事業基盤の確立を進めてまいります。

## 2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、13頁から39頁に記載の参考資料のとおりであります。

## 3. 対価の相当性に関する事項

### (1) 株式移転比率の相当性に関する事項

本株式移転計画書第4条に記載のとおり、持株会社は、本株式移転に際して、持株会社の成立の日の前日の最終の当社及び石井工作研究所の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する株式につき、当社の普通株式1株につき持株会社の普通株式1株、石井工作研究所の普通株式1株につき持株会社の普通株式1.02株の割合の株式を割当てることとしました。

本株式移転に際して、持株会社が当社及び石井工作研究所の株主が保有する株式に代えて交付する持株会社の株式の数（算定方法）は、以下のとおり、いずれも相当であると考えております。

### ①算定の基礎

当社及び石井工作研究所は、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、当社は株式会社Stand by C（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「Stand by C」といいます。）を、石井工作研究所は他社上場企業に対する算定実績をもとにCaN International FAS株式会社（東京都中央区日本橋小網町12番7号）（以下「CaN International」といいます。）を選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

Stand by Cは、当社及び石井工作研究所の株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てする場合に、石井工作研究所の普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.935～1.066
DCF法	0.633～1.693

なお、市場株価法では、当社については、平成29年8月9日を算定基準日として、東京証券取引所における平成29年2月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年5月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年7月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年7月18日（当社より「子会社の業績予想の修正に関するお知らせ及び平成29年12月期第2四半期累計期間連結業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成29年7月14日の翌営業日）から算定基準日までの17営業日の終値単純平均株価、算定基準日の株価終値を採用しております。また、石井工作研究所については、平成29年8月9日を算定基準日として、東京証券取引所における平成29年2月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年5月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年7月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年7月18日（石井工作研究所より「平成29年12月期第2四半期累計期間業績予想及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成29年7月14日の翌営業日）から算定基準日までの17営業日の終値単純平均株価、算定基準日の株価終値を採用しております。

Stand by Cは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStand by Cに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。Stand by Cの株式移転比率の算定は、平成29年8月9日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、Stand by CがDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。



一方、CaN Internationalは、当社及び石井工作研究所の株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てする場合に、石井工作研究所の普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.96～1.07
DCF法	0.59～1.37

市場株価法では、平成29年8月9日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、平成29年7月18日（当社より「子会社の業績予想の修正に関するお知らせ及び平成29年12月期第2四半期累計期間連結業績予想の修正に関するお知らせ」が、石井工作研究所より「平成29年12月期第2四半期累計期間業績予想及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成29年7月14日の翌営業日）から算定基準日までの17営業日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、当社については、当社が作成した平成29年12月期から平成31年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は4.10%～5.10%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%～1.0%としています。一方、石井工作研究所については、石井工作研究所が作成した平成29年12月期から平成31年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は5.10%～6.10%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%～1.0%としています。

CaN Internationalは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でCaN Internationalに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。CaN Internationalの株式移転比率の算定は、平成29年8月9日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、CaN InternationalがDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

## ② 算定の経緯

当社は、第三者算定機関であるStand by Cから受領した株式移転比率算定書、法務アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記の株式移転比率は妥当であり、当社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記の株式移転比率により本株式移転を行うことは妥当であると判断いたしました。

一方、石井工作研究所は、第三者算定機関であるCaN Internationalから受領した株式移転比率算定書、法務アドバイザーである弁護士法人港国際法律事務所の小澤幹人弁護士（以下「小澤弁護士」といいます。）からの助言、及び支配株主である当社と利害関係を有しない石井工作研究所の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている勅倉了胤氏から平成29年8月9日付で受領した、石井工作研究所の取締役会が本株式移転を行うとの決議を行うことが、石井工作研究所の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式移転比率は妥当であり、石井工作研究所の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記の株式移転比率により本株式移転を行うことは妥当であると判断いたしました。

このように、当社及び石井工作研究所は、それぞれの第三者算定機関から提出された株式移転比率算定書及びそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率は妥当であり、両社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成29年8月10日開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

ただし、株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上変更することがあります。

## ③ 算定機関との関係

当社の算定機関であるStand by C及び石井工作研究所の算定機関であるCaN Internationalは、いずれも当社及び石井工作研究所の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (2) 持株会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の成立の日における持株会社の資本金及び準備金の額は、株式移転計画書第5条に記載のとおり、以下のとおりとしました。

- |           |      |
|-----------|------|
| ① 資本金の額   | 20億円 |
| ② 資本準備金の額 | 5億円  |
| ③ 利益準備金の額 | 0円   |

これら資本金及び準備金の額につきましては、会社計算規則第52条に従ったものであり、当社及び石井工作研究所の資産及び純資産の状況、持株会社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に判断したうえで決定しておりますので、その結果も相当であると考えております。

(3) 新株予約権の定め相当性に関する事項

株式移転計画書第6条に記載のとおり、持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄①乃至⑥に掲げる当社が発行している各新株予約権を保有する新株予約権者に対して、その保有する当社の新株予約権に代えて、それぞれ基準時における当該各新株予約権の総数と同数の第2欄①乃至⑥に掲げる持株会社の新株予約権を交付いたします。

本株式移転において当社の各新株予約権に代わり交付される持株会社の各新株予約権の内容は、当社の各新株予約権とほぼ同一の内容であり、かつ当社の普通株式1株につき持株会社の普通株式1株が割当てられることから、当社の発行している各新株予約権に代えて、同数の持株会社の各新株予約権を交付することは相当であると判断しております。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	モバイルクリエイト株式会社2013年新株予約権	株式移転計画書別紙2-1記載	F I G株式会社2013年新株予約権	株式移転計画書別紙2-2記載
②	モバイルクリエイト株式会社2014年新株予約権	同別紙3-1記載	F I G株式会社2014年新株予約権	同別紙3-2記載
③	モバイルクリエイト株式会社2015年新株予約権	同別紙4-1記載	F I G株式会社2015年新株予約権	同別紙4-2記載
④	モバイルクリエイト株式会社2016年新株予約権	同別紙5-1記載	F I G株式会社2016年新株予約権	同別紙5-2記載
⑤	モバイルクリエイト株式会社2017年新株予約権	同別紙6-1記載	F I G株式会社2017年新株予約権	同別紙6-2記載
⑥	モバイルクリエイト株式会社第3回新株予約権	同別紙7-1記載	F I G株式会社第1回新株予約権	同別紙7-2記載

4. 計算書類等に関する事項

(1) 石井工作研究所の最終事業年度に係る計算書類等

石井工作研究所の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.mcinc.jp/>) に掲載しております。

(2) 石井工作研究所の最終事業年度の末日後に生じた重要な事項

【自己株式の消却】

石井工作研究所が保有する自己株式並びに本株式移転計画の効力発生時の直前までに同社が保有することとなる自己株式の全て（なお、平成29年12月31日時点における自己株式数は28,258株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却時において本株式移転計画が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生時の直前に消却する予定であります。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な事項  
該当事項はございません。

5. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者に関する事項

株式移転計画書第3条に記載の持株会社の設立時の取締役（監査等委員である者を除く）となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)所有する石井工作研究所の株式数 (3)割当てられる持株会社の株式数
村井 雄司 (昭和39年7月15日生)	平成14年12月 当社 代表取締役社長（現任） 平成22年6月 ㈱M.R.L 代表取締役社長 平成25年11月 フューチャーイノベーション㈱（現㈱MIRAI）代表取締役（現任） 平成27年6月 ciDrone㈱ 取締役（現任） 平成27年6月 ㈱石井工作研究所 取締役（現任） 平成28年11月 ㈱オプトエスピー 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱M I R A I 代表取締役 ciDrone㈱取締役 ㈱石井工作研究所取締役 ㈱オプトエスピー取締役	(1) 4,244,000株 (2) 0株 (3) 4,244,000株
森本 昌章 (昭和31年9月29日生)	昭和54年4月 ㈱大分銀行 入行 平成19年8月 同行 事務統括部副部長 平成23年3月 当社 入社 管理部長 平成23年8月 当社 取締役管理部長 平成23年11月 当社 取締役営業部長 平成24年8月 当社 常務取締役営業部長 平成25年7月 ㈱M.R.L 代表取締役社長 平成28年6月 当社 常務取締役（現任） 平成29年6月 沖縄モバイルクリエイト㈱代表取締役社長（現任） 平成30年2月 ㈱M.R.L 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱M.R.L 取締役 沖縄モバイルクリエイト㈱代表取締役社長	(1) 80,000株 (2) 0株 (3) 80,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)所有する石井工作研究所の株式数 (3)割当てられる持株会社の株式数
佐藤 一彦 (昭和22年12月1日生)	昭和46年4月 (株)大分銀行 入行 平成14年7月 大銀アカウンティングサービス(株) 取締役統括部長 平成21年6月 同社 代表取締役社長 平成23年11月 当社 入社 管理部長 平成24年1月 当社 取締役管理部長 平成25年7月 (株)M.R.L 取締役 平成27年6月 当社 取締役（現任） 平成27年6月 (株)石井工作研究所代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)石井工作研究所代表取締役社長	(1) 12,000株 (2) 0株 (3) 12,000株
尾石 上人 (昭和34年9月14日生)	昭和62年11月 (株)日本マイクロニクス 入社 平成16年12月 同社 常務取締役 平成25年1月 同社 執行役員 台湾MJC董事長兼総経理 平成27年3月 当社 入社 参与 平成27年6月 当社 戦略事業部長 平成27年6月 ciDrone(株) 取締役（現任） 平成27年8月 当社 取締役戦略事業部長 平成27年10月 Mobile Create USA,Inc.CEO(現任) 平成28年6月 (株)石井工作研究所 取締役（現任） 平成29年11月 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役（現任） 平成30年2月 当社 取締役技術部長（現任） (重要な兼職の状況) ciDrone(株)取締役 Mobile Create USA, Inc.CEO (株)石井工作研究所取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.取締役	(1) 10,000株 (2) 0株 (3) 10,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)所有する石井工作研究所の株式数 (3)割当てられる持株会社の株式数
岐部 和久 (昭和46年10月21日生)	平成19年2月 ㈱さとうベネック入社 経理部長 平成21年7月 同社 管理部長 平成24年11月 当社 入社 経理課長 平成25年7月 当社 経営企画課長兼経理課長 平成25年11月 沖縄ICカード㈱ 監査役（現任） 平成26年12月 ㈱トラン 取締役（現任） 平成27年6月 当社 管理部長 平成27年6月 ㈱石井工作研究所 取締役（現任） 平成27年8月 ㈱M.R.L 取締役（現任） 平成27年8月 当社 取締役管理部長 平成27年10月 Mobile Create USA,Inc.CFO(現任) 平成28年6月 当社 取締役経営企画室長（現任） 平成28年6月 InfoTrack Telematics Pte. Ltd. 取締役（現任） 平成28年6月 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd. 取締役（現任） 平成28年11月 ㈱オプトエスピー 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 沖縄ICカード㈱監査役 ㈱トラン取締役 ㈱石井工作研究所取締役 ㈱M.R.L 取締役 Mobile Create USA, Inc.CFO InfoTrack Telematics Pte. Ltd.取締役 InfoTrack Telematics Pvt. Ltd.取締役 ㈱オプトエスピー取締役	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

- (注) 1. 所有する当社又は石井工作研究所の株式数は、平成29年12月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して算出してあります。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 取締役（監査等委員である者を除く）候補者村井雄司氏は、株式会社M I R A Iの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に建物賃貸借の取引があります。
3. その他の取締役（監査等委員である者を除く）候補者と当社及び石井工作研究所との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

6. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

株式移転計画書第3条に記載の持株会社の設立時の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)所有する石井工作研究所の株式数 (3)割当てられる持株会社の株式数
山口 登 (昭和39年2月19日生)	平成4年3月 (株)大分日本無線サービス 入社 平成14年4月 同社 取締役システム開発部部长 平成15年5月 当社入社 システム開発部部长 平成17年4月 当社 AVMグループ部部长 平成17年8月 当社 取締役管理部部长 平成23年6月 当社 常務取締役開発部部长兼営業部部长 平成23年11月 当社 常務取締役開発部部长 平成25年3月 沖縄モバイルクリエイト(株) 代表取締役社長 平成25年7月 当社 常務取締役技術部部长 平成26年8月 当社 常務取締役管理技術部部长 平成28年4月 ciDrone(株) 監査役(現任) 平成28年6月 当社 常務取締役 平成28年8月 (株)M.R.L 監査役(現任) 平成28年8月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) ciDrone(株)監査役 (株)M.R.L 監査役	(1) 40,000株 (2) 0株 (3) 40,000株
山田 耕司 (昭和30年9月29日生)	昭和54年4月 大分プロパン瓦斯(株)(現 (株)ダイプロ) 入社 平成5年4月 同社 取締役営業部部长 平成8年10月 同社 取締役副社長 平成9年4月 同社 代表取締役社長(現任) 平成26年8月 当社 取締役 平成28年8月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) (株)ダイプロ代表取締役社長 (一社)大分県LPガス協会会長	(1) 4,000株 (2) 0株 (3) 4,000株
原口 祥彦 (昭和37年7月25日生)	平成7年4月 岩崎法律事務所(現 弁護士法人アゴラ) 入所 大分県弁護士会に弁護士登録 平成14年4月 大分県弁護士会 副会長 平成14年7月 弁護士法人アゴラ業務執行社員(現任) 平成20年3月 当社 監査役 平成28年8月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人アゴラ業務執行社員	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社の株式数 (2)所有する石井工作研究所の株式数 (3)割当てられる持株会社の株式数
渡邊 定義 (昭和31年3月26日生)	昭和55年4月 東京国税局入局 平成22年7月 杉並税務署長 平成23年7月 東京国税局課税第一部機動課長 平成24年7月 東京国税局課税第一部資産課税課長 平成25年7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官 平成27年7月 熊本国税局長 平成28年8月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 平成28年8月 渡邊定義税理士事務所 所長（現任） （重要な兼職の状況） 渡邊定義税理士事務所所長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

- (注) 1. 所有する当社又は石井工作研究所の株式数は、平成29年12月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して算出しております。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社及び石井工作研究所との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏は、社外取締役候補者であります。
4. 持株会社は、山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏が社外取締役に選任された場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所及び福岡証券取引所に届出を行う予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由  
山田耕司氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を持株会社の監査とガバナンス強化に活かしていただくためであります。  
原口祥彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を持株会社の監査とガバナンス強化に活かしていただくためであります。  
渡邊定義氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁勤務及び税理士として豊かな業務経験と専門的な知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を持株会社の監査とガバナンス強化に活かしていただくためであります。
6. 山口登氏、山田耕司氏、原口祥彦氏及び渡邊定義氏の選任が承認された場合、持株会社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 7. 持株会社の会計監査人に関する事項

株式移転計画書第3条に記載の持株会社の設立時の会計監査人は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所	東京都港区港南二丁目15番3号品川インターシティC棟
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイトトウシュートーマツに主要構成事務所として参加 平成21年7月 有限責任監査法人へ移行し、有限責任監査法人トーマツに名称変更



## (参考資料)

### 株式移転計画書（写し）

モバイルクリエイティブ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社石井工作研究所（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### 第2条（持株会社の目的等）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
  - (1) 目的  
別紙1「F I G株式会社定款」（以下「持株会社定款」という。）第2条各号に記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
「F I G株式会社」とする。
  - (3) 本店の所在地  
本店の所在地は大分県大分市とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
7,000万株とする。
2. 前項各号に記載するもののほか、持株会社の定款で定める事項は、持株会社定款に記載のとおりとする。

#### 第3条（持株会社の設立時の役員等）

持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

- ・ 設立時取締役 村井雄司（代表取締役社長）
- ・ 〃 森本昌章
- ・ 〃 佐藤一彦
- ・ 〃 尾石上人
- ・ 〃 岐部和久
- ・ 〃 山口 登（常勤監査等委員）
- ・ 〃 山田耕司（監査等委員）
- ・ 〃 原口祥彦（監査等委員）
- ・ 〃 渡邊定義（監査等委員）
- ・ 設立時会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

#### 第4条（本株式移転に際して交付する持株会社の株式及びその割当て）

1. 持株会社が、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対して交付するその甲及び乙の株式に代わる持株会社の株式の数は、以下の各号に定める数の合計数とする。
  - (1) 甲が基準時現在発行している株式数の合計に1を乗じた数
  - (2) 乙が基準時現在発行している株式数の合計に1.02を乗じた数

2. 持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有する株式につき、以下に定める割合にて前項の持株会社の株式を割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対して、その保有する甲の株式1株につき、持株会社の株式1株
  - (2) 乙の株主に対して、その保有する乙の株式1株につき、持株会社の株式1.02株
3. 前2項の計算において1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（持株会社の資本金及び準備金に関する事項）

持株会社の成立の日における持株会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
20億円
- (2) 資本準備金の額  
5億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

第6条（本株式移転に際して交付する持株会社の新株予約権及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第1欄①乃至⑥に掲げる甲が発行している各新株予約権を保有する新株予約権者に対して、その保有する甲の新株予約権に代えて、それぞれ基準時における当該各新株予約権の総数と同数の第2欄①乃至⑥に掲げる持株会社の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	モバイルクリエイト株式会社 2013年新株予約権	別紙2-1 記載	F I G株式会社2013年新株予約権	別紙2-2 記載
②	モバイルクリエイト株式会社 2014年新株予約権	別紙3-1 記載	F I G株式会社2014年新株予約権	別紙3-2 記載
③	モバイルクリエイト株式会社 2015年新株予約権	別紙4-1 記載	F I G株式会社2015年新株予約権	別紙4-2 記載
④	モバイルクリエイト株式会社 2016年新株予約権	別紙5-1 記載	F I G株式会社2016年新株予約権	別紙5-2 記載
⑤	モバイルクリエイト株式会社 2017年新株予約権	別紙6-1 記載	F I G株式会社2017年新株予約権	別紙6-2 記載
⑥	モバイルクリエイト株式会社 第3回新株予約権	別紙7-1 記載	F I G株式会社第1回新株予約権	別紙7-2 記載

2. 持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲の新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄①乃至⑥に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ同表第2欄①乃至⑥に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

#### 第7条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2018年7月2日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲と乙が協議のうえ、持株会社の成立の日を変更することができる。

#### 第8条（本株式移転計画承認株主総会）

1. 甲及び乙は、それぞれ2018年3月開催の定時株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 前項に定める株主総会の日は、本株式移転手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲と乙が協議のうえ変更することができる。

#### 第9条（株式上場）

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引所及び福岡証券取引所への上場を予定する。

#### 第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲と乙が協議のうえ行う。

#### 第11条（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他本計画作成時に当事者が予見できない事由により甲又は乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ又は本計画作成時に甲又は乙の財政状態若しくは経営状態に重大な影響を及ぼす事由にして当事者が認識することができないものの存在が明らかとなり、本株式移転の実行に重大な支障となった場合には、甲と乙が協議のうえ、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第12条（本計画の効力）

本計画は、以下の各号のいずれかに該当する場合に失効する。

- (1) 第8条に定める甲又は乙のいずれかの株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要なその他の事項に関する決議が得られないとき。
- (2) 持株会社の成立の日までに、持株会社の設立のため又はその業務を持株会社成立後に合理的期間内に開始するために必要な主務官庁の承認等が得られないとき。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の主旨に従い、甲と乙が別途協議のうえ定める。

以上

本計画書作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2017年8月10日

甲： 大分県大分市東大道二丁目5番60号  
モバイルクリエイト株式会社  
代表取締役社長 村井 雄司 ㊟

乙： 大分県大分市東大道二丁目5番60号  
株式会社石井工作研究所  
代表取締役社長 佐藤 一彦 ㊟

## 別紙 1

# F I G株式会社 定 款

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (商号)

当会社は、『F I G株式会社』と称し、英文では『Future Innovation Group, Inc.』と表示する。

### 第 2 条 (目的)

1. 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
  - (1) 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
  - (2) 通信機器、電気機器、工作機械器具、それらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの研究、開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
  - (3) 電気工事、電気通信工事、建築工事、消防施設工事その他工事の設計、施工、監理と保守に関する事業
  - (4) 無人飛行機、ロボット制御システムの研究、飛行制御システムの研究、開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
  - (5) 金融に関する事業
  - (6) 損害保険及び生命保険の募集、代理その他各種保険に関する事業
  - (7) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
  - (8) 広告代理その他広告に関する事業
  - (9) 旅行に関する事業
  - (10) 労働者派遣事業
  - (11) 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業
  - (12) インターネット等を通じた商取引及び前記各号に関する事業
  - (13) 前記各号に関する各種サービスの提供、研修及びコンサルティング事業
  - (14) 前記各号に付帯・関連する一切の事業
2. 当会社は、前項各号及びこれに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。

### 第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大分県大分市に置く。

### 第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第 5 条 (公告方法)

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### 第10条（単元未満株式の買増請求）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### 第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

### 第12条（株式取扱規則）

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第13条（基準日）

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第14条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第15条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第20条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

### 第21条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第22条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第23条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### 第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### 第25条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。



#### 第26条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第28条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

#### 第30条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

#### 第32条（取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

### 第5章 監査等委員会

#### 第33条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第34条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

#### 第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

#### 第36条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

### 第6章 会計監査人

#### 第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第38条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第7章 計算

#### 第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

#### 第41条（期末配当金）

当会社は株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

#### 第42条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第43条（配当金の除斥期間）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 第8章 附則

### 第44条（株式移転による設立）

本定款は、会社法第5編第4章第1節に定める株式移転によりF I G株式会社を設立するにあたり作成したものであり、設立の時に効力を生じる。

### 第45条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2018年12月31日までとする。

### 第46条（設立時役員）

当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時会計監査人は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役  
村井雄司、森本昌章、佐藤一彦、尾石上人及び岐部和久
- (2) 設立時取締役（監査等委員）  
山口登、山田耕司、原口祥彦及び渡邊定義
- (3) 設立時代表取締役  
村井雄司
- (4) 設立時会計監査人  
有限責任監査法人トーマツ

### 第47条（当初の本店所在場所）

当会社の設立時の本店所在場所は、『大分県大分市東大道二丁目5番60号』とする。

### 第48条（取締役の報酬）

1. 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役について年額3,000万円以内、その他の取締役について年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
2. 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの株式報酬型ストック・オプションとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、前項の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の範囲内とし、その内容は以下のとおりとする。
  - (1) 新株予約権の総数  
800個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の後、当社が普通株式につき、株式分割（当会社の普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当会社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けたもの（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

第49条（附則の削除）

本章の規定は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

以上

## 別紙 2-1

モバイルクリエイティブ株式会社2013年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2013年10月1日から2043年9月30日までとする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり400株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、第1項の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の取得条項
  - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、第5項の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 当社は、以下(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### 8. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (a) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (b) 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第1項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第4項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
第5項に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
第7項に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
  10. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
  11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
銀行名：株式会社大分銀行  
本支店：ソーリン支店  
住 所：大分市東大道一丁目9番1号
  12. 本発行要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

## 別紙 2-2

F I G株式会社2013年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2018年7月2日から2043年9月30日までとする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり400株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、第1項の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。



## 7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、第5項の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、以下(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (a) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (b) 再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第1項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第4項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
第5項に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
第7項に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
銀行名：株式会社大分銀行  
本支店：ソーリン支店  
住 所：大分市東大道一丁目9番1号
12. 本発行要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

### 別紙 3-1

モバイルクリエイト株式会社2014年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2014年10月1日から2044年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-1記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

### 別紙 3-2

F I G株式会社2014年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2018年7月2日から2044年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-2記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

### 別紙 4-1

モバイルクリエイト株式会社2015年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2015年10月1日から2045年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-1記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

### 別紙 4-2

F I G株式会社2015年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2018年7月2日から2045年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-2記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

## 別紙5-1

モバイルクリエイト株式会社2016年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2016年10月1日から2046年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-1記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

## 別紙5-2

F I G株式会社2016年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2018年7月2日から2046年9月30日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-2記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

## 別紙6-1

モバイルクリエイト株式会社2017年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2017年5月10日から2047年5月9日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-1記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

## 別紙6-2

F I G株式会社2017年新株予約権  
(株式報酬型ストック・オプション)  
新株予約権発行要項

1. 新株予約権を行使することができる期間  
2018年7月2日から2047年5月9日までとする。
2. その他の新株予約権の内容  
別紙2-2記載の発行要項第2項乃至第12項に同じ

## 別紙7-1

### モバイルクリエイイト株式会社第3回新株予約権 新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり400株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株につき740円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
2015年10月1日から2018年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の取得条項
  - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、第5項の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社は、以下(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
    - (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - (e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第3項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

第5項に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

第7項に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
銀行名：株式会社大分銀行  
本支店：ソーリン支店  
住 所：大分市東大道一丁目9番1号
12. 本発行要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

## 別紙7-2

### F I G株式会社第1回新株予約権 新株予約権発行要項

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり400株とする。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
  
また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。



## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株につき740円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 新株予約権を行使することができる期間

2018年7月2日から2018年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

## 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

## 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

## 7. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、第5項の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、以下(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1項に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第2項に準じて決定する。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第3項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
第5項に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
第7項に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
銀行名：株式会社大分銀行  
本支店：ソーリン支店  
住 所：大分市東大道一丁目9番1号
12. 本発行要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

以 上